第四節　金融庁関係

（金融商品取引法の一部改正）

第二十条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百二十七条」を「第二百二十六条」に改める。

第六十四条の九中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、協会の上級行政庁とみなす。

第百五十二条第三項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第百八十五条の二十一の見出しを「（審査請求）」に改め、同条中「よつてした」を「より行う」に、「よつて審判官がした」を「より審判官が行う」に改め、「含む。）」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第百九十五条の見出しを「（委員会に対する審査請求）」に改め、同条中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二百二十七条を削る。

（公認会計士法の一部改正）

第二十一条　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条第二項中「なんら」を「何ら」に改め、「前項の」を削り、同条第三項を次のように改める。

3　前二項の場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、日本公認会計士協会の上級行政庁とみなす。

第二十一条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

第三十四条の十の十二第一項中「行政不服審査法による」を削り、同条第二項中「前項の」を削り、同条第三項を次のように改める。

3　前二項の場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、日本公認会計士協会の上級行政庁とみなす。

第三十四条の十の十四第三項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

第三十四条の六十六の見出しを「（審査請求）」に改め、同条中「よつてした」を「より行う」に、「よつて審判官がした」を「より審判官が行う」に改め、「含む。）」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第四十九条の四の次に次の一条を加える。

（審査会に対する審査請求）

第四十九条の四の二　審査会が前条第二項若しくは第三項の規定により行う報告若しくは資料の提出の命令又は公認会計士試験の実施に関する事務に係る処分若しくはその不作為（同条第五項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された事務に係る処分又はその不作為を含む。）についての審査請求は、審査会に対してのみ行うことができる。

（損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正）

第二十二条　損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出しを「（審査請求の制限）」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第二十三条　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二百二十五条の二の見出しを「（委員会の命令に対する審査請求）」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

（預金保険法の一部改正）

第二十四条　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第百三十九条の二の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

（貸金業法の一部改正）

第二十五条　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二十四中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

第二十四条の三十五中「行政不服審査法による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、協会の上級行政庁とみなす。

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第二十六条　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第二百九十一条の見出しを「（委員会の命令に対する審査請求）」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

（社債、株式等の振替に関する法律の一部改正）

第二十七条　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二百七十八条第四項中「第一条ノ八」を「第一条ノ九」に改める。

第二百八十七条の見出しを「（委員会の命令に対する審査請求）」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第五節　消費者庁関係

（不当景品類及び不当表示防止法の一部改正）

第二十八条　不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第十項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

（生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律の一部改正）

第二十九条　生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和四十八年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第九項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

（健康増進法の一部改正）

第三十条　健康増進法（平成十四年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の見出しを「（再審査請求等）」に改め、同条中「及び前条第三項」を削り、同条に次の一項を加える。

2　保健所を設置する市又は特別区の長が第二十七条第一項（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があったときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、内閣総理大臣に対して再々審査請求をすることができる。

第三十四条中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。